

YMCAフィランソロピー協会規約

- 第1条 本会はYMCAフィランソロピー協会という。
- 第2条 本会は会員企業、団体の社員・職員の地域貢献活動を援助することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は熊本市中央区新町1丁目3-8に置く。
- 第4条 本会は、本会の主旨に賛同する企業・団体を会員とする。
本会に入会を希望する企業・団体は、入会申込書を提出の上、幹事会の承認を経て会員となることができる。
- 第5条 本会の会費（年額）は下記の3種とする。
- A. 100,000円
 - B. 50,000円
 - C. 30,000円
- 会費は本会に出すもので、全額本会活動資金にあてられる。
なお、年度途中入会の場合は、受付月以降の月割額の会費を支払う。
- 第6条 本会を退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。なお、年度の途中であっても既納の会費は返金しない。
- 第7条 本会の年度は10月～9月の一年間とする。
- 第8条 本会は、総会（年1回）及び幹事会（年6回以上）を開催する。
- 第9条 本会に幹事会を設置する。幹事会は総会で選任された企業の担当者10～15名で構成する。
- 第10条 本会に、幹事長をおく。幹事長は幹事会を主宰し、会議を招集する。
幹事長は、幹事会において互選する。
- 第11条 本会に、監事を2名おく。監事は幹事会より選任する。
- 第12条 本会の運営は、幹事会と事務局の協議により行う。
- 第13条 本会の事務を処理するための事務局は熊本YMCAがその任にあたり、
事務局長は熊本YMCAの総主事とする。事務局長は本会を主宰し、
会務を統括する。
- 第14条 本会規約の改定は、幹事会にて審議の上、総会にて議決する。

以上

1995年10月1日施行
2006年10月20日改定
2012年10月19日改定
2016年10月21日改定